

学部生の皆さんへ

山形県立保健医療大学 教務学生課長

今後の感染対策の留意点について

現在、全国の感染者数は減少し、県の警戒レベルも5段階中「3」から「2」へ引き下げられていますが、今後とも気を緩めることなく、感染防止対策に取り組んでください。引き続き皆さんに守っていただく必要がある留意点についてまとめましたので、よく読んでください。

【後期授業の形態】

- 原則対面授業とする。(学外実習の関係により、一部遠隔授業とする場合がある。)なお、感染状況により、止むを得ず遠隔授業に移行する場合がありますので、対応できるようにしておくこと。

【正しいマスクの着用】

- 不織布マスクを正しく着用すること。マスクを外しての会話は行わないこと。また、マスクを着用していても、大声を発する行為(会話、談笑、声援、放歌等)は行わないこと。布マスク、ウレタンマスク(殆ど効果なし)のみの着用の場合は、学内者・学外者を問わず学内への立入を禁止とする。以上、教職員が見つけた声かけを行うので留意すること。

【換気の徹底】

- 通常の飛沫感染だけではなくエアロゾルによる感染があることを常に意識し、換気を心がけること。更衣室利用の際は、極力短時間、無言とし、学外でも閉鎖された空間を回避すること。

【着席座席の記録再開】

- 濃厚接触者を正確に把握するため、授業ごとの着座位置を把握する。授業中に回覧する座席一覧表に学籍番号を記入すること。(9月17日付けメール「授業中の座席の記録について」を参照)

【食事(一部緩和)】

- 複数での食事(飲酒を含む)は、なるべく普段一緒にいる人(同居家族、普段行動を共にしている友人等)と2時間以内で済ませること。2次会は禁止とする。なお、学外実習を控えている場合は、その2週間前から同居家族以外の人の食事を禁止とする。
- 食事の際は「黙食」とし、会話は食事が終了してからマスクを着用して行うこと。
※ 詳細は別紙「会食における感染防止対策の考え方」を参照。

【県外との往来】

- 県外との往来についてはガイドラインに従い、感染拡大地域への不要不急の移動は行わないこと。移動が必要な場合は、事前に早めに担任の先生に相談すること。なお、学外実習を控えている場合は、その2週間前から県外との往来(往来はないが県外から来た人と面会することも含む。)は禁止とする。

【感染に対する知識】

- 感染に対して正しい情報を入手し、正しい知識を共有することが重要である。本学の感染症対策特別委員会では、参考文献として国立病院機構仙台医療センターウイルスセンター長 西村秀一氏の著書「もうだまされない新型コロナの大誤解」を推奨しているので、同書籍を図書館あるいは各学科で一読することを推奨する。

【自宅療養時の留意点】

- 同居家族の感染等により自身が濃厚接触者となり自宅療養を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症感染予防ハンドブック～自宅療養する方へ」に従い、家族内感染を極力防止すること。

【食堂の利用】

- 感染が収束するまで、これまで同様の利用方法とする。衛生上及びマナーの観点から、手荷物はテーブル上には置かず、新たに設置するカゴか空いているイスに置くこと。また、黙食を心がけること。

【PCR検査等】

- 保健所の指示による場合以外で、PCR検査が実習先の要件として必要な場合は、大学負担とする。
なお、不安がある場合は、山形市が実施するPCR検査※等を活用すること。
※ 山形市以外の住民も含め1,900円。唾液検査。検査希望日の5日前から予約可能、結果は2日後にメールで通知。開設期間は令和4年1月16日まで。

【アルバイト】

- 実習2週間前からは従事しないこと。実習がない場合でも、不特定多数の人と接触するアルバイトは控えること(接待を伴うアルバイトは禁止)。また、ワクチン未接種の世代(12歳未満等)を相手とするアルバイト(学習塾等)の際はくれぐれも気をつけること。
※ 学外実習(生体形態学実習を除く)の予定がある場合は、実習先のレギュレーションを厳守すること。

【サークル活動】

- 運動のためにマスクを外す場合は、密にならないよう、また、大声を出さないよう、十分注意して活動すること。部外者・学外者のサークル活動参加を目的とした学内への立入を禁止する。
- 特に更衣室の感染リスクが高いことから、利用を極力避け、安全な場所での事前の着替えに努めること。

【健康観察】

- 体調が悪い時や身近な人が濃厚接触者になったり、PCR検査の対象になった場合などは、速やかに大学(担任、学科長、事務局等)に報告すること。